

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサルデザインタクシー	2019年度は3台のタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。	計画の通り実施済み

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサルデザインタクシー	ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員はすべてユニバーサルドライバー研修を受講する。	一部について、2020年度の受講に延期

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサルデザインタクシー	自社ホームページにおいて、ユニバーサルデザインタクシーの保有状況を開示する。	計画の通り実施済み

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員研修 ・車いす用スロープ設置の実技研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインタクシーの乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。(予定：5名) ・ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子利用者のためのスロープ設置等、乗降支援の実技研修を定期的に実施する。(2019年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部について、2020年度の受講に延期 ・計画の通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等が多く参加するイベント等のユニバーサルデザインタクシーを優先して配車する必要がある場合には、他タクシー会社とも連携できるように連絡体制の構築を検討する。 ・ウェブサイトや電話等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。 ・本社の営業課をバリアフリーの主管課とし、社として推進体制を構築する。

(3) その他

なし

II 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	1	1	1	0	0	0
年度末車両数	4	4	4	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○